

広陵町協働のまちづくり提案事業補助制度について

地域課題の解決や町の活性化を図るために取り組む自主・自立的な活動のうち、行政と協働で進めることで大きな効果が期待される事業、公益的活動を行う団体が行う事業を支援する制度

- 1 対象者 NPO法人やボランティアグループ、住民団体等
- 2 対象事業 住民団体等が行う主体的、かつ、意欲的に行う公益的なまちづくり活動
- 3 対象経費 事業を行うために必要な実費（材料費・印刷費・消耗品費等）、講師及び専門家の謝礼等
- 4 交付額 第1回目 補助対象経費の**10分の10**（限度額**10万円**）
第2回目及び第3回目 補助対象経費の**10分の5**（限度額**5万円**）
※同一団体の交付は、**1年度に1回**とし、**最大3回**まで

選考方法：書類及び事業提案プレゼンテーション
(外部委員を入れた審査会による審査・成果公表に当たっては講評)

提案募集

7月
下旬
まで

プレゼン
審査

8月

事業決定
内容公表

ホームページ
Facebook



8月

事業
実施

令和元年度は
3団体を予定

完了
報告

完了後

成果
公表

ホームページ
Facebook



請求
・
支払